

植木健康福祉センター加圧給水ポンプユニット修理業務委託 仕 様 書

1 業務概要

1) 委託業務名

植木健康福祉センター加圧給水ポンプユニット修理業務委託

2) 履行場所

熊本市北区植木町岩野 285 番地 29

3) 業務の目的

耐用年数を迎えた設備や、不具合のある設備の更新を行う。

4) 履行期間

契約締結日 から 令和9年（2027年）3月31日まで

2 業務内容

次のとおり、加圧給水ユニット（1ユニットポンプ3台）の修理を行うもの。

1) 型式

KF2-50R3-3.7（製番 029365952S）

2) 設置個所

別添「位置図」のとおり

3) 作業内容

・ポンプ整備

メカニカルシール 20EA560-J	3 個
Oリング K190	3 個
Oリング P80	3 個
水切りつば RC-20	3 個
玉軸受 6206ZZC3AC	3 個
玉軸受 6307ZZC3AC	3 個
玉軸受 6307ZZC3	3 個

・ユニット部部品取替

流量センサー（セット）	3 個
チェック弁 VCR3-40-7K	3 個
圧力発信機	1 個
圧力計 60-1M	1 個
アキュムレータ PTD3-2	1 個

・制御盤部品取替

角フランジパッキン 40	3 個
フランジパッキン 50	3 個
Oリング G70	3 個
Oリング 675	3 個
電装品 KF-R（制御基板）	2 個
電装品 KF-R（液面基盤）	1 個

電装品 KF-R（表示基板）	1 個
電装品 KF-R（液面他表示スイッチ）	1 個
フロートレススイッチ 61F-LS-CP08-NK	4 個
フロートレススイッチ 61F-LS-CP08-NK2	3 個
インバータ FRN3.7C2S-2J	1 個
・配管ボルト・ナット・フレキ・支持金物取替	
ボルト・ナット等（SUS 製）	1 式
玉形ゴム製防振継手 50A	3 個
玉形ゴム製防振継手 100A	1 個
ステンフレキ 100Ax300L	1 本
ステンフレキ 100Ax290L	1 本
門型ブラケット	1 個
L 型ブラケット	2 個
U ボルト、アンカー	1 個
・試運転調整（出張交通費含む）	
・産廃処分・収集運搬	
・現場管理費	

※記載している型式は参考型式とする。上記数量を納入及び交換すること。

3 一般仕様

1) 作業体制

- ア 受託者は、委託目的・内容を理解し、その目的遂行のため、専門的な知識・経験を生かし、業務を行うこと。
- イ 受託者は、業務遂行に必要な技術・技能者及び人員等を確保し、業務に遅延なきように万全な作業体制をつくること。

2) 機密の厳守

受託者は、業務上知り得た情報の秘密厳守に努め、内容を目的外に使用したり第三者へ提供したりすることはできない。

3) 疑義の処理

仕様書に記載のない部分、判明し難い部分、または、業務遂行に不都合が生じた場合は「健康福祉政策課担当職員（以下「調査職員」という。）」と協議を行い、その指示に従うこと。この場合、原則として委託料以内で業務を行うこと。なお、調査職員に対する協議等は、原則として書面にて行うこと。

4) 連絡協議

調査職員との連絡・協議は密に行うとともに、不明な事項等が生じた場合は、速やかに調査職員と打合せを行うものとし、その都度受託者が書面（議事録）に記録し相互に確認する。

5) 対外関係

業務を実施する際は、事前に調査職員と十分に協議を行い、苦情が発生した場合は、誠意をもって対応処理し、速やかに調査職員等に報告すること。

6) 安全管理

受託者は、業務を実施するにあたり、調査職員の承認を受けた責任者を定め、労働基準法、労働安全衛生法、道路交通法等の関係する諸法令を遵守し、常に事故の未然防止を心がけ利用者等

の危険防止、安全作業に努めなければならない。また、風紀、衛生、火災、盗難、その他事故防止についても十分な注意を払うこと。

万一事故が発生した場合は、速やかに受託者の責任において適切な処理を施すとともに、直ちに調査職員及び施設に対して口頭又は電話により報告するとともに、遅延なくその状況について書面をもって調査職員に報告しなければならない。

4 特記事項

1) 法規等の遵守

本委託の履行にあたっては、建設業法、労働安全衛生法、電気事業法、電気設備技術基準、電気工事士法、建築基準法、条例等の関係する諸法令を遵守すること。

2) 作業日時等

施設管理者、調査職員と打ち合わせを行うこと。

3) 仮設計画

敷地内への車両等の駐車及び進入、搬入出ルートについては、事前に施設管理者、調査職員と打ち合わせを行い、施設設備等を破損することがないように細心の注意をはらうこと。

4) 既設部分への処置

作業に際し、既存部分を損傷しないよう適切な養生を行う。業務実施中に建物・その他施設物品等を破損した場合は、速やかに調査職員に報告し、受託者の負担にて、復旧補修するとともに損害賠償責任を負うものとする。

5) 関係機関（関係者）との協議

必要に応じて本施設の指定管理者と協議すること。

6) 納入機材について

現場に搬入した機材は、調査職員の検査を受けること。ただし調査職員の承諾を得た場合はこの限りではない。

7) 試験について

改修後は、各設備の試運転を行うこと。

8) 提出書類

下記の書類を各々必要な時期に提出すること。なお、提出部数については、調査職員の指示を受けること。

	提出書類	提出時期
①	着手届	契約後速やかに
②	業務計画書および工程表	契約後速やかに
③	再委託届出書	再委託する場合、速やかに
④	機器承諾函	作業前
⑤	完成・工程写真	業務終了後
⑥	試験成績書	業務終了後
⑦	完了届	業務終了後
⑧	請求書	検査合格後

9) 発生材

発生材等については、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（昭和 45 年法律第 137 号）に基づき、受託者の責任において適切に処分すること。

1 0) 完成・工程写真

作業前、作業中、作業後及び新旧機器、試験状況がわかる写真を撮ること。

1 1) 検査等

業務終了後速やかに完了届および竣工書類（完成・工程写真、試験成績書）を提出し、本市の検査を受けること。検査に合格したときは、受託者は業務委託料の支払いを請求することができる。